

## 入院時食事療養（Ⅰ）による食事の提供について

1. 当院では「入院時食事療養（Ⅰ）」の届出を行っております。
2. 管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しております。

### ・2026年6月1日からの入院時食事療養費の標準負担額について（1食につき）

#### 70歳未満の方

区分			標準負担額
一般（住民税課税世帯）			1食550円
指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等			1食330円
住民税非課税世帯	過去1年間の入院期間	90日以内	1食270円
		90日超	1食220円

#### 70歳以上の方

区分			標準負担額
一般（住民税課税世帯）			1食550円
指定難病患者等			1食330円
住民税非課税世帯（低所得者Ⅱ）	過去1年間の入院期間	90日以内	1食270円
		90日超	1食220円
住民税非課税世帯（低所得者Ⅰ）			1食130円

### ・入院時生活療養費の標準負担額について（1食につき）

回復期リハビリテーション病棟に入院している患者については、現行の食事療養標準負担額と同額の食材料費相当の負担額となります。